令和元年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率 審 査 意 見 書

尾張旭市監查委員

尾張旭市長 森 和 実 殿

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意 見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1	審查	至の対象	1
第2	審書	至の期間	1
第3	審書	至の方法	1
第4	審書	至の結果	1
,	健全们	C判断比率審查 ····································	2
	1	審査の概要	2
	2	審査の結果	2
:	資金不	「足比率審査 ······	4
	1	審査の概要	4
	2	審査の結果	4

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率(以下「健全化判断比率等」という。)並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年8月4日から令和2年8月14日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率等が関係法令等に準拠して算定され、かつ、 それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査す るとともに、関係職員から説明を聴取して実施しました。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は、関係法令等に準拠して正確に算定されており、かつ、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められました。

以下、審査の概要は次のとおりです。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかを審査しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して正確に算定され、かつ、適正に作成されているものと認められました。

記

	健全化判断比率		早期健全化基準	
	令和元年度	平成 30 年度	令和元年度	平成 30 年度
ア実質赤字比率	_	_	12. 78%	12.78%
イ 連結実質赤字比率	_	_	17. 78%	17. 78%
ウ 実質公債費比率	3.4 %	3.2 %	25.0 %	25.0 %
工 将来負担比率	4.0 %	0.4 %	350.0 %	350.0 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「一」は、実質赤字額及び連結実質赤字 額が発生していないことを示しています。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等(一般会計、土地取得特別会計及び旭平和墓園事業特別会計)の赤字額の大きさが、本市の標準財政規模(経常的に収入される市税等の一般財源の規模)に対して、どの程度の割合になるかを示す指標です。

令和元年度の歳入歳出決算においては、一般会計等の実質収支が黒字であり、 実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は計上されていません。したが って、一般会計等の実質的な収支状況については、問題ないものと認められます。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計を合算し、全体の赤字額の大きさが標準財政規模に対して、どの程度の割合になるかを示す指標です。

令和元年度の歳入歳出決算においては、連結対象となる特別会計等の実質収支についても黒字であり、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は計上されていません。したがって、特別会計及び公営企業会計を含む全会計の実質的な収支状況については、問題ないものと認められます。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債の返済額やこれに準ずる経費の額が、標準財政規模に対して、どの程度の割合になるかを示す指標で、直近3か年の実質公債費比率 (単年度)の平均値です。

令和元年度の実質公債費比率 (3か年平均値) は、前年度に比べ 0.2 ポイント 増の 3.4% であり、ほぼ前年度並みの状況となっています。

なお、令和元年度の実質公債費比率 3.4%は、財政健全化計画の策定が必要な早期健全化基準の 25.0%を下回っており、本市の財政規模に対する実質的な公債費の負担割合については、問題ないものと認められます。

工 将来負担比率

将来負担比率は、将来、市が負担すべき実質的な負債の額が、標準財政規模に対して、どの程度の割合になるかを示す指標で、負債額には、決算年度末における地方債残高やその償還に充てる繰入金のほか、近隣自治体と共同で組織している組合の地方債残高のうち、本市の負担が見込まれるものなどが含まれます。

令和元年度の将来負担比率は 4.0%であり、前年度に比べ 3.6 ポイント増加しています。

これは主に、地方債の償還等に充当可能な基金残高が減少したことによるものです。

なお、令和元年度の将来負担比率 4.0%は、財政健全化計画の策定が必要な早期健全化基準の 350.0%を下回っており、本市の財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債額の割合については、問題ないものと認められます。

令和元年度決算に基づく資金不足比率審査意見

1 審査の概要

市長から審査に付された資金不足比率(公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ、正確であるかを審査しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して正確に算定され、かつ、適正に作成されているものと認められました。

記

ア 水道事業会計(地方公営企業法適用企業)

比 率 名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	_	_	20.0%

(注) 資金不足比率の「一」は、資金不足額が発生していないことを示しています。

イ 公共下水道事業会計(地方公営企業法適用企業)

比 率 名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	_	_	20.0%

(注) 資金不足比率の「一」は、資金不足額が発生していないことを示しています。

(2) 個別意見

ア 水道事業会計(地方公営企業法適用企業)

資金に余剰があり不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。今後も財政状況を的確に把握し、効率的な事業経営に努めてください。

イ 公共下水道事業会計(地方公営企業法適用企業)

資金に余剰があり不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。今後も財政状況を的確に把握し、効率的な事業経営に努めてください。